

2011年4月1日施行

2015年4月1日改定

オークション規約

この規約(以下「本規約」といいます。)は、SBI アートオークション株式会社(以下「当社」といいます。)が行う美術品等のオークション(以下「オークション」といいます。)の取引等についての詳細を定めるものです。オークションにおいて、販売委託者及び買受希望者その他本規約において適用の対象とされる者(いずれも法人を含みます。以下同じです。)は、本規約を遵守しなければならないものとし、オークションへの参加(買受希望者の下見会(第3条第1項に定義するものをいいます。)への入場、並びに販売委託者と当社との間における作品の販売委託契約(以下「販売委託契約」といいます。)の締結を含みます。)をもって、本規約に同意したものとみなします。

第1章 オークション参加前

1. (オークション対象作品)

当社は、当社にオークションによる販売を委託された美術品等のうち当社の審査を通過したもの(以下「作品」といいます。)を、当社の名でオークションの方法により売却します。なお、審査は当社所定の基準により当社が自由裁量により行うため、販売の委託をお断りすることもあります。また、当社は、審査の基準、方法及び内容について、公開・公表する義務を負わないものとします。

2. (作品の状態)

作品は、その性質上新品でないため、現状有姿のまま販売されます。当社は、作品のシミ、キズその他の瑕疵、欠陥等について一切責任を負いません。

3. (下見会)

- ①当社は、オークションの前に買受希望者が作品の下見を行うための展覧会(以下「下見会」といいます。)を開催することができ、その場合、作品を買受希望者に対し展覧します。
- ②当社は、下見会に入場を希望する者に対し、身分証明書等の呈示を求めることがあります。
- ③当社は、当社の裁量により、理由を告げることなく、下見会への入場をお断りし、また、入場した者の退場を求めることがあり、その場合は、直ちに当社の指示に従っていただくものとします。
- ④買受希望者は、下見会にて作品を見分、調査することができますが、下見会の会場において、当社の事前の承諾なしに以下の行為を行ってはならないものとします。
 - (1) 作品その他の展示物、展示物壁及び展示物ケースに触れること
 - (2) 作品の撮影
 - (3) 飲食及び喫煙
 - (4) 動物等の同伴入場

(5) その他当社が禁止する事項

- ⑤当社は、下見会における作品の状態とオークションにおいて落札された後の当該作品の引渡時における作品の状態の差異について一切責任を負いません。
- ⑥当社は、下見会の会場内を、ビデオカメラ等の機器を用いて撮影及び録画することができるものとします。

4. (カタログ)

- ①当社は、オークションの参考資料となる作品のカタログ(以下「カタログ」といいます。)を作製し、販売します。
- ②カタログに表示されている図版は、あくまで参考資料としてご利用いただくことを目的とするものであり、作品の色調、形状、状態等(以下「色調等」といいます。)を正確に表すものではありません。
- ③カタログに記載された解説、説明(作者名、題名、材質、修復、署名、サイズ、制作年度、制作場所、鑑定、来歴、文献等)は当社が調査したのですが、あくまで買受希望者の参考として記載されるものです。
- ④カタログに記載された評価額(日本円で上限及び下限の2つを記載しますが、この評価額には当社の手数料及びその消費税は含まれません。以下同じです。)は、作品の現下の市況その他に基づき当社が適切と考え、買受希望者の参考のために記載されるものであり、オークションによる実際の売買価格はこの評価額に一切拘束されるものではなく、評価額の上限を超え、又は下限を下回ることもあります。但し、当社及び販売委託者間において別段の合意がなされた場合を除いて、販売委託契約に定める最低売却価格(以下「最低売却価格」といいます。)を下回る価格では、売却されません。
- ⑤買受希望者は、自らの判断、責任に基づいて作品の買い受けの申込をするものとし、当社は、本規約に特に定める場合を除き、カタログの図版の色調等、カタログの記載事項等、その他カタログに掲載される一切の情報等について責任を負いません。

5. (カタログ記載の変更)

カタログ記載の解説、説明は、予告なく変更されることがあります。この変更は、オークションの会場における書面による掲示により、又は当社が指定するオークションを取り仕切る者(以下「オークショニア」といいます。)が当該作品のオークションに着手する前に、オークショニアから口頭の説明によりなされます。当社はカタログの記載内容の変更に関して一切責任を負いません。

第2章 オークション

6. (登録)

- ①買受希望者及びその代理人又は使用者は、オークションに参加するために、事前に当社指定の登録手続を行う必要があります。この手続を行わなければオークションの当日、会場に入場することができません。

②前項の登録を行うには以下のいずれかの方法により登録申込書を取得し、必要事項を記入のうえ、当社が別途指定する本人確認書類と、代理人又は使用者による登録の場合は本人の委任状を当社に提出する必要があります。なお、本人確認書類及び委任状の提出は、郵送、電子メール、ファックス又はオークションの会場へ持参のいずれかの方法によります。

- (1) 当社のホームページよりダウンロードする方法
- (2) 当社に電話又はメール等で登録申込書の送付を依頼する方法
- (3) 下見会又はオークションの会場にて配布される登録申込書を取得する方法
- (4) その他当社の指定する方法

③当社は、当社の裁量により、前項の登録希望者の登録をお断りし、又は登録済の者でもオークションの会場への入場をお断りし、若しくはオークション会場からの退場を求めることがあり、その場合は、直ちに当社の指示に従っていただくものとします。

7. (パドル)

①買受希望者がオークションの当日、当社指定の確認書類にて具体的なオークション方法や落札条件等を確認のうえ、その内容に同意したことを証するため当該確認書類にサインをし、受付に提出した場合、当社は引き換えにパドル(番号を記載した札)を交付します。

②オークションアが買受希望者に対し、パドルを掲げて見やすくするよう求めたときは、直ちにその指示に従っていただくものとします。

③買受希望者は、自らのパドルの番号を常時認識し、オークションアが随時述べるパドルの番号に注意を払う必要があります。

④パドルを紛失したときは直ちにオークションの会場の当社係員にその旨を伝えていただくものとし、また、オークション終了時又は途中退場時には、当社係員に必ずパドルを返還していただくものとします。

⑤買受希望者は、自己の責任で交付されたパドルを管理するものとし、パドルを紛失したためにオークションに参加できなかった場合、又は交付されたパドルが第三者の手に渡り不正利用されたことに起因して損害が発生した場合であっても、当社は責任を負いません。

8. (オークションの方法)

①オークションは、オークションアの主催の下で、買い受けの申出の額を競り上げていく方式により行われます。なお、オークションにおける買い受けの申出の額は、当社の手数料及びその消費税を含まない価額で行われるものとします。但し、理由の如何を問わず、オークションアが買い受けの申出の額を相当と認めない場合は、当該買い受けの申出を採用しないことができるものとします。

②当社は、最低売却価格に至るまで、販売委託者のために買い受けの申出を行うことができるものとし、この買い受けの申出の方法はオークションアを通して行う方法その他当社の裁量による方法により行われます。

- ③当社は、オークションに出品された作品の販売委託者名及び最低売却価格を公表しないものとし、但し、販売委託者の同意の下に、当社がその裁量により公表を決定した場合はこの限りではありません。
- ④オークションは、カタログに記載した作品の番号(ロット番号)順に行われますが、当社は事前の通知なく、予定した作品のオークションを撤回することがあり、又は同一のロット番号の複数の作品を分割してオークションに付し、若しくは、複数のロット番号の作品を一括してオークションに付すことがあります。
- ⑤オークションはオークシヨニアの裁量の下に行われるものとし、オークシヨニアが、競りの第一声(発句)、競り上げの値巾の決定等を行います。なお、最低売却価格が設定されている場合でも、競りの第一声はこれに拘束されず、最低売却価格を下回り、又は上回る場合があります。
- ⑥複数の者が共同の名義により、一つの買い受けの申出をすることはできません。
- ⑦オークションの会場における買い受けの申出は、パドルを掲げること、ジェスチャー(身振り、手振り、顔つき等)等により行い、買受希望者は、自らの買い受けの申出がオークシヨニアに認識されていないときは直ちにオークシヨニアの注意をひくべき行動をとる必要があります。オークシヨニアが買い受けの申出を認識しなかった場合であっても、当社は一切責任を負いません。
- ⑧オークシヨニアはあらゆる買い受けの申出に対し、理由を告げずこれをお断りすることができます。
- ⑨買い受けの申出は、以下の場合に失効します。
- (1) より高額な買い受けの申出(当社の買い受けの申出を含みます。)があったとき
 - (2) オークシヨニアが買い受けの申出を拒否したとき
 - (3) 最低売却価格に達せずオークションが終了したとき
 - (4) オークションを中断したとき
- ⑩オークシヨニアは、買い受けの申出の額のうち、オークシヨニアが認識し得た最高額のを3回以上呼び上げた後ハンマーを打ちます。オークシヨニアがハンマーを打った時点で、その最高額の買い受けの申出をした買受希望者(以下、買受人と決定した者を「落札者」といいます。)と当社との間で、当該価額(以下「落札価額」といいます。)にて作品を売買する売買契約(以下「売買契約」といいます。)が成立するものとします。
- ⑪最高額の買い受けの申出をした買受希望者が、その申出を撤回した場合であって、当該撤回が、オークシヨニアがハンマーを打つ前になされたことが明らかでないときは、オークシヨニアはその裁量により、当該最高額の買い受けの申出をした者を落札者として決定するか、又は次順位の買い受けの申出をした買受希望者を落札者として決定することができます。
- ⑫オークションに関する紛争、紛議はオークシヨニアがその裁量により裁定するものとし、オークションに参加している者は全てオークシヨニアの裁定に従わなければなりません。
- ⑬当社は、オークション会場内を、ビデオカメラ等の機器を用いて撮影及び録画することができるものとします。

9. (書面、電話等による買い受けの申出)

- ①作品の買い受けの申出又はその撤回は、書面、ファックス(以下「書面等」といいます。)又は電話によっても行うことができます。
- ②書面等による買い受けの申出又はその撤回は、当社所定の書式を記載した書面により行うものとし、当社は、この書式の全部若しくは一部の記載がない又は記載が不十分な場合には、その裁量により書面等による買い受けの申出又はその撤回を無効とみなすことができるものとし、ます。
- ③買受希望者は、オークションの日の直前の営業日(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く日をいいます。以下同じです。)の午後 5 時までに書面等により、買い受けの申出又はその撤回を行うことができます。但し、郵便事情、ファックス回線障害その他理由の如何を問わず書面等が到達しなかったことにより、買い受けの申出又はその撤回がオークションにおいて執行されなかった場合であっても、当社はその責任を負いません。
- ④電話による買い受けの申出又はその撤回を希望する買受希望者は、オークションの日の直前の営業日の午後 5 時までに当社指定の申込書を提出しなければなりません。当社は、競りの第一声の直前にオークション会場に架設された電話から、当該申込書に買受希望者が記載し指定した電話番号に架電し、買受希望者は当該電話回線を通じて買い受けの申出又はその撤回を行うことができるものとし、ます。但し、電話回線の中断、電話取り次ぎの手違い、無応答等により、買い受けの申出又はその撤回がオークションにおいて執行されなかった場合であっても、当社はその責任を負いません。
- ⑤オークション会場に架設された電話は台数が限られているため、電話による買い受けの申出又はその撤回を希望する買受希望者が多い場合は、前項の申込書の先着順に優先します。この場合、劣後する順位の買受希望者による買い受けの申出又はその撤回がオークションにおいて執行されなかった場合であっても、当社はその責任を負いません。
- ⑥当社は、書面等又は電話により買い受けの申出又はその撤回をした者に代わってオークションの会場において買い受けの申出又はその撤回をするものとし、その方法は、オークションニアを通して行うほか当社の裁量により決定する方法により行います。よって、書面等又は電話による買い受けの申出又はその撤回をした者は、当社に対し本項の行為を行う権限を授与し、かつ、当社が販売委託者と買い受けの申出又はその撤回をした者の双方の委託を受けることについて、あらかじめ承諾したものとみなし、かつ、当社が委託を受けて入札しようとする価額と同額で、他の買受希望者が先に買い受けの申出を行う可能性があることについて、あらかじめ承諾したものとみなします。
- ⑦書面等又は電話による買い受けの申出をした者は、その買い受けの申出の最高限度額が他の買い受けの申出の中で最高のもの及び最低売却価格の双方より高い場合に、他の買い受けの申出の中で最高のもの又は最低売却価格のいずれか高いものにオークションニアが適当と判断する値巾の金額を加えた価額(但し、書面等又は電話により買受申出をした者が示した最高限度額を超えない額)を落札価額として、落札者となることができます。この場合の売買契約成立(落札者決定)は、オークションの会場における売買契約の成立と同様とします。
- ⑧同一の作品に対し、最高限度額が同一の複数の書面等による買い受けの申出があった場合は、先に当社に到着した申出が優先されます。なお、同時に到着した最高限度額が同一の有効な申出が複数ある場合は、抽選により決定します。

- ⑨当社は、書面等又は電話による買い受けの申出又はその撤回に対し、理由を告げずこれをお断りすることがあります。この当社のお断りの意思表示が書面等又は電話による買い受けの申出又はその撤回をした者に到達しなかった場合であっても、当社はその責任を負いません。
- ⑩カタログの記載の解説、説明等が変更された場合、書面等又は電話による買い受けの申出又はその撤回は変更された解説、説明等に従って行われたものとみなされます。当社は可能な限りこの変更を通知するものとしませんが、当該変更があらかじめ書面等又は電話による買い受けの申出又はその撤回をした者に伝達されなかった場合であっても、当社はその責任を負いません。
- ⑪書面等又は電話による買い受けの申出をした者が落札者となった場合、当社は速やかにその旨を同人に通知します。

第3章 オークション参加後

10. (購入代金の支払い)

- ①落札者は、落札価額及び落札価額の15.0%相当額(金1円未満の金額は切り捨てるものとし、)の手数料並びに手数料にかかる消費税(以下、これらを合算したものを「購入代金」といいます。)を、当社に対し支払わなければなりません。
- ②落札者は、当社に対し、購入代金をオークションの日から10営業日以内(オークションの日を含み、以下この期間を「支払期間」といいます。)に、日本円により、以下の銀行口座に対する振込送金(支払期間内に着金することを要します。)により支払わなければなりません。なお、振込手数料は、落札者が負担するものとします。

銀行振込口座

金融機関:みずほ銀行

支店名:大手町営業部

種類:普通

口座番号:5315263

名義人:SBIアートオークション株式会社

(フリガナ)エスピーアイアートオークション(カ)

11. (危険負担及び所有権の移転)

- ①売買契約成立時点(第8条第10項のオークションニアがハンマーを打った時点)以降の当社の責に帰すべからざる事由による作品の滅失、紛失、盗難、毀損、汚損その他一切の危険は、落札者の負担とし、落札者は購入代金の支払を免れることができません。
- ②落札者が購入代金等(次条第2項に定める意味を有するものとし、)を完済した後、当社が作品を落札者に引き渡した時点で当該作品の所有権は落札者に移転します。

12. (引渡し)

- ①当社はオークション終了後直ちに、請求書及び落札作品配送指示書を落札者宛に郵送します。
- ②落札者は請求書にもとづき購入代金の支払を完了した日から 20 日以内(但し、この期間の最終日が営業日でない場合にはその翌営業日までとします。以下この期間を「引渡期間」といいます。)に、落札者の費用負担において作品を引き取るものとし、これをもって当社から落札者に対する作品の引渡し完了したものとします。但し、落札者が購入代金のほかに、当社に対し履行期に達している他の債務(以下、購入代金及び履行期に達している当社に対する全ての債務を「購入代金等」といいます。)を負担している場合は、購入代金等の支払を全て履行するまで、当社は落札者に対して、作品を引き渡すことを要しないものとします。
- ③前項の場合において、当社は、当社に作品の引き取りに向いた者が提示した本人確認書類(別途当社が指定する本人確認書類をいいます。)の確認をもって、落札者本人又は落札者から正当に権限を授与された代理人若しくは使者であると判断した場合、落札者本人又はその代理人若しくは使者が署名捺印又は記名押印をした受領書の提出を受けた後、作品を引き渡すものとします。当社が本項所定の手続きを経たにもかかわらず落札者以外の第三者が当該作品を取得したこと等に起因して損害が発生した場合であっても、当社は責任を負いません。
- ④前二項の定めにかかわらず、落札者は、配送にかかる必要事項を記入し、署名捺印又は記名押印をした落札作品配送指示書を当社に郵送することにより、配送による引渡しを選択、指示することができます。この場合、当社が落札作品配送指示書による落札者の指示に基づき運送業者(当社又は落札者が選定した運送業者のいずれも含まれます。)に作品を引き渡した時点で、落札者に対する引渡し完了したものとみなします。なお、落札者は、運送業者から作品を受領した場合には、当社に対して、落札者が署名捺印又は記名押印をした受領書を直ちに交付するものとする。
- ⑤前項の場合において、当社は、運送業者が提示した法人確認書類、業者証等(当社が指定する確認書類をいいます。)の確認をもって、当社又は落札者から正当に権限を授与された運送業者であると判断した場合、当該運送業者に対して作品を引き渡すものとします。当社が本項所定の手続きを経たにもかかわらず落札者以外の第三者が当該作品を取得したこと等に起因して損害が発生した場合であっても、当社は責任を負いません。
- ⑥作品の引渡し完了後の事故(滅失、紛失、盗難、毀損、汚損等)について、当社はその責任を負いません。また、落札作品配送指示書による指示等落札者の求めにより、当社が運送業者を斡旋し、又は作品の梱包を施した場合であっても、その運送業者の選定や梱包の状態にかかわらず、同様にその事故について責任を負いません。落札者は作品の引き取りにつき、自らの責任と費用負担において、保険を付す等の対応を行っていただくものとします。
- ⑦作品の引渡し後は、落札者は、当社に対し、作品違いの主張を行うことができません。但し、当社が、誤って落札した作品と別の美術品を落札者に引き渡しした場合はこの限りでないものとし、落札者は、速やかに引渡しを受けた当該美術品を当社に返還するものとします。

13. (諸費用)

落札者は、引渡期間内に作品の引き取りができない場合、引渡期間終了後から引き取りの時までの当社が指定する作品の保管及び保険に要する費用(以下「諸費用」といいます。)を負担するものとします。

14. (盗品、遺失物等)

- ①当社が落札者に作品の引渡しをする以前に、作品について、盗品、遺失、相続、その他の原因の如何を問わず、真正な所有者と主張する者から返還請求があった場合又は作品が法律の定めによる売買禁止物(所持の禁止を含みます。)であることが判明した場合、当社は売買契約を催告なしに解除することができるものとします。この場合、当社は落札者から購入代金の支払を受けているときはこれを無利息で返還するものとし、落札者は当社に対し、損害賠償その他の請求をすることはできないものとします。
- ②古物営業法(昭和24年法律第108号。その後の改正を含みます。)第21条の規定により警察本部長等が当社に対し保管を命じ、その保管の期間の終了日が引渡期間の満了後に到来するときは、その保管の期間の終了まで当社は作品の引渡しをせず、第12条第2項の「購入代金の支払を完了した日から20日以内」とあるのは「警察署長が保管を命じた期間の終了日から3日以内」と読み替えて適用するものとします。なお、このため引渡しが遅滞したことに起因する損害について、当社はその責任を負わないものとします。

15. (落札者の債務不履行)

落札者が支払期間内に購入代金等を支払わないときは、次の各号の定めに従うものとします。

- (1) 落札者は、購入代金(消費税分を除きます。)の未払残金について、年14.6%の遅延損害金を支払わなければならないものとします。
- (2) 当社が落札者に購入代金等の支払を催告しても支払わない場合、当社は売買契約を解除することができます。但し、落札者宛に送付した催告状が受取人不在、不明で返送された場合、又は落札者が催告状の受取りを拒否した場合、当社は売買契約を無催告で解除することができるものとし、当社が落札者宛に解除通知を発送した時点で売買契約は解除されたものとします。
- (3) 売買契約が前号により解除された場合、当社は最低売却価格を設定することなく作品を再度オークションに付し、又は第三者に売却することができるものとします。この場合、このオークション又は売却により当社が得られる金額が解除された売買契約の購入代金を下回る場合は、落札者は当社に対しその差額につき、解除された売買契約の成立日から支払が完了する日まで、年14.6%の遅延損害金を支払わなければなりません。また、反対にこのオークション又は売却により当社が得られる金額が解除された売買契約の購入代金を上回った場合であっても、その差額について落札者は一切請求することはできません。

16. (真贋保証)

①当社は、作品の真贋について保証しません。買受希望者は自らの責任と判断で買い受けの申出をするものとします。

②前項の定めにかかわらず、当社のカタログに作品の作者名が断定的に明記され(作者について争いがある旨の記載、「伝〇〇」、「推定〇〇作」等作者名の表示が推定に基づくものであることを示す記載、又は「〇〇派」、「〇〇工房」、「〇〇スクール」など必ずしも作者を特定できない記載がなされている場合等を除きます。)、かつ、当該作品の真贋を保証する旨が明示されている場合において、後日当該作品がカタログに表示された作者の作品でないこと(以下「不真正性」といいます。)が判明し(但し、オークション当時の学者、専門家の知見の水準において一般にカタログに表示された作者の作品と認識されていた場合、オークション当時に一般的でなかった科学的検査方法若しくは多額の費用を要する検査方法の実施により不真正性が判明した場合、又は作品を傷つける等通常は行われぬ検査方法若しくは破損等により不真正性が判明した場合を除きます。)、当社が当該不真正性を認めるときは、次の各号の条件全てを満たす場合に限り、当社は落札者の請求により売買契約を解除し、当該作品の返還と引換えに購入代金の払い戻しをします。但し、当社は、購入代金の払い戻しをするほかは責任を負わず、利息及び損害賠償等は一切負担しないものとします。

(1) 落札者が、当該作品が落札されたオークションの開催日から3年以内で、かつ当該作品の不真正性を知った時から3ヶ月以内(消費者契約法が適用される場合には6ヶ月以内)に、当該作者の作品ではないことについて当社が納得しうる客観的・合理的な根拠を添えて、オークションの開催日、作品番号、落札価額を明記した書面により当社に対し請求すること。

(2) 落札者が、当社に作品の完全な所有権を移転し、かつ、作品をオークション当時の状態で当社に引き渡すこと。

第4章 販売委託

17. (販売委託)

①当社に当社名でオークションにより作品を販売することを委託しようとする者は、本規約及び当社が別に定める販売委託契約に従い、販売の委託を申し込むものとします。

②販売委託者は当社に対し、販売委託に係る作品について完全な所有権を有すること又は完全な所有権に基づき販売委託をすることができる権限を有することを保証します。

18. (最低売却価格)

①販売委託者は作品の最低売却価格を、日本円にて設定することができます。

②当社は、最低売却価格が設定された場合は、当社及び販売委託者間において別段の合意がなされたときを除いて、最低売却価格を下回る価額で作品を売却しません。

③最低売却価格は評価額の上限を超えることはできません。

④一度設定された最低売却価格は、当社の同意のない限り変更することができないものとします。

第5章 雑則

19. (規約の変更)

当社は、法令等に反しない範囲において、その裁量により本規約を変更することができるものとし、本規約において適用の対象とされる者は、これに従っていただくものとします。

20. (債権の譲渡等の禁止)

販売委託者及び買受希望者は、本規約に基づく当社に対する権利、義務及び地位を、当社の事前の書面による承諾なく譲渡することができず、また担保に供することはできないものとします。

21. (責任の範囲)

- ①当社は、オークションに関し発生した損害が天災地変、内乱、騒乱及びその他の不測の事態等、当社の責めによらずに生じた場合は、一切の損害賠償の義務を負わないものとします。
- ②当社が作品の保管の義務を負う場合であって、当社の故意又は過失により、作品が滅失、紛失、盗難、毀損、汚損等した場合は、作品の評価額の下限の額を基準として、損害を賠償します。但し、賠償の額は、当社が別途損害保険会社と締結する損害保険契約に基づき、現実に支払われる保険金の額を上限とします。
- ③前各項に規定する場合以外の場合については、当社は、故意又は重大な過失がある場合を除き、損害賠償責任を負わないものとします。また、損害賠償義務を負担する場合も、損害賠償の範囲は通常かつ直接の損害に限られるものとします。

22. (反社会的勢力の排除)

- ①販売委託者、並びに買受希望者及び落札者は、自己及び自己の役員等が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下、これらの者を「暴力団員等」といいます。)に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ②販売委託者、並びに買受希望者及び落札者は、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。
 - (1) 暴力的な要求行為

- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
- ③当社は、販売委託者、又は買受希望者若しくは落札者が前各項の確約に反し、又は反していると合理的に疑われる場合、催告その他何らの手続きを要することなく、直ちに該当者との取引の全部若しくは一部を停止し、又は該当者との契約の全部若しくは一部を解約することができるものとします。なお、当社は、かかる合理的な疑いの内容及び根拠に関し、該当者に対して何ら説明し又は開示する義務を負わないものとし、取引の停止又は契約の解約に起因し又は関連して該当者に損害等が生じた場合であっても、何ら責任を負わないものとします。
- ④販売委託者、又は買受希望者若しくは落札者が第1項又は第2項の確約に反したことにより当社が損害を被った場合、該当者はその損害を賠償する義務を負うことを確約します。

23. (準拠法)

本規約は、日本法を準拠法とします。

24. (合意管轄)

本規約に関する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上